

枚方市総合文化芸術センター条例施行規則に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、センターの管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料の納付方法)

第2条 枚方市総合文化芸術センター条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第3項に規定する市長が指定する方法は、次のとおりとする。

- (1) 請求書による窓口払い
- (2) 指定管理者が指定する口座への振込

(申請の時期等)

第3条 規則第4条第4項に規定する先行予約による申請については、各施設の規則で定める受付開始日の2か月前の末日までとする。

3 規則第4条第5項に規定する使用の場合は、基本、日曜日、土曜日又は休日の1カ月の合計の半数（切り上げ）を限度とする。

(使用料の納付期限)

第4条 規則第10条第1号及び第2号並びに第5号に規定する市長が指定する日は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号の規定する方法 7日以内
- (2) 第2条第2号の規定する方法 14日以内
- (3) 使用の許可を受けた後に使用料を納付することが特に必要であると市長が認める場合 使用の開始まで

(使用料の減免)

第5条 規則第12条第1項第4号に掲げる障害者団体は、次の各号に掲げる基準を満たす団体をいう。

- (1) 団体の構成員に次のいずれかに該当する者が5名以上含まれること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者
 - ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者
- (2) 主に市内で定期的に活動し、登録時点で6月以上の活動実績があること。
- (3) 会則、責任者が定まっているなど体制が明確になっていること。

2 規則第12条第1項第6号の市長が別に定める額は、当該使用料に相当する額とする。

(使用者等の遵守事項)

第6条 指定管理者は、営利目的でないバザーによる物品販売及び展示、又は、催しに伴う入場料、参加券及びこれに類するもの（パンフ・書籍等）の販売、徴収については、条例第7条及びその他の規定、規則の趣旨に違反しないと認めるときは、これを許可するものとし、また物販加算及び入場料加算の対象としない。ただし、収益性のない事業であるとの証明のため、使用者に対し収支報告書の提出を求めるものとする。

2 美術ギャラリー内での入場料等が発生する催しの実施については許可しない。ただし、指定管理者による自主事業についてはこの限りでない。

3 美術ギャラリー内での物販については、作品等の販売は許可しない。ただし、図録やポストカードなどの展示内容に関連するものについてはこの限りでない。

4 指定管理者は、センター内における印刷物、ポスター等の掲示、又は他の使用者及び入館者へのそれらの配布について申請があり、適当と認める場合は承認するものとする。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和6年3月1日から施行する。